

# 2026年（令和8年）度 府民協働型インフラ保全事業 — 1次募集分 — 応募要領

## 募集期間及び提案方法

募集期間	1次募集：2026年（令和8年）4月1日（水）～5月29日（金）※当日消印有効 2次募集：2026年（令和8年）9月1日（火）～10月30日（金）（予定） ※2次募集の募集期間や応募要領は確定次第、ホームページ等でお知らせします。
提案方法	①京都府ホームページの電子申請フォームから提案（4月1日から可） <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1891">https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1891</a> ②持参、郵送による提案 ※郵送による提案は2026年（令和8年）5月29日（金）消印まで有効とします。
受付窓口	「8 受付窓口一覧」の最寄りの施設に提出 ・道路、河川・港湾等に関する提案 … 最寄りの各土木事務所 ・信号機等に関する提案 … 最寄りの各警察署 ・その他の施設に関する提案 … 最寄りの各広域振興局など

府民協働型インフラ保全事業は、京都府が管理する道路や河川、建物等のインフラにおいて、府民の皆様が日頃からお感じられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの御要望とともに事業箇所を決定する府民協働型の公共事業です。

これにより、府民の皆様自らの地域を良くしようとする気持ちや全国的な課題でもあるインフラの老朽化に対する関心を高めていただくとともに、地域に密着した身近な安心・安全の向上やインフラの長寿命化を図り、皆様との協働によるインフラ保全を推進します。

**生活者・利用者の視点から身近な御提案をお願いします。**

（京都府ホームページ：<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）

※ただし、予算の関係上、対応できない場合もありますので、御理解をお願い致します。

京 都 府

# 1 安心・安全整備

## (1) 対象となる施設

京都府が管理する以下の道路、河川・港湾等、交通安全施設、その他施設等が対象です。

道路	京都府が管理する国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道（1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号）、市町村道等 ※京都市内の国道又は府道は、国又は京都市が管理しているため対象外です。 （一部管理協定区間を除く）
河川・港湾等	京都府が管理する一級河川及び二級河川並びに港湾施設等 ※対象外：国が管理する一級河川（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路等
交通安全施設	京都府警察が管理する交通安全施設（信号機、道路標識、横断歩道等）
その他	京都府が管理する建物、施設等（府立高校、府立病院、府立公園、植物園等）

※京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/jirei.html>）から検索できます。

## (2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、勤務先、通学先（PTA等の学校関係の方）、通院先等がある方等の身近な安心・安全に繋がる小規模な工事が対象です（用地買収を伴う提案は対象外です）。

### <対象工事の例>

道路	道路側溝の整備、ガードレールや転落防止柵の設置、歩道の段差解消や舗装整備等
河川・港湾等	河川を阻害している樹木の伐採、著しい堆積土砂の浚渫、崩れた河川護岸の更新等
交通安全施設	信号機の新設や改良、道路標識や横断歩道の設置等
その他	京都府が管理する建物、施設等のバリアフリー化等

### <対象外工事の例>

京都府の管理施設でないもの	・国や市町村、取水権利者等の管理施設に関する工事は対象外
安心・安全に繋がらないもの	・利便性向上や環境整備に該当する工事は対象外
公共性が無いもの・低いもの	・特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外 ・公共事業として実施する必要性が低い工事は対象外
単年度内に完成できないもの ※調査・設計・地元調整等の期間を含む	・工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事及び建物の新築、大規模な改築工事等は対象外 ・関係機関との調整等が単年度内に整わないことが明確な工事 ※採択後であっても、調整等が単年度内に整わない場合は、原則として、実施不可となりますので御注意ください。
早期の対策が必要でないもの	・土砂の堆積が少なく、早期に浚渫が必要でない工事は対象外 ※「過去5年間に水防団待機水位以上の出水履歴（水防団待機水位が設定されていない河川の場合は、最近傍の設定河川の出水履歴）があり、京都府の河川維持管理計画・河道流下断面確保の規定を満たす浚渫」に該当しない工事は対象外
法令等で実施が不適切なもの	・関係法令や構造基準、技術基準等に適合しない工事は対象外

※用地買収を伴う提案は、本事業では対象外となりますので御注意ください。

※信号機の基準についてはこちらの警察庁通達（信号機設置の指針）を御参考にしてください。

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20210324.pdf>

(3) 対象工事例

道路側溝の整備



道路側溝に蓋がなく歩行空間が狭小



蓋付きの側溝にして歩行空間を確保！

ガードレールの設置



車両などが川に転落しそうで危険



ガードレールを設置して安全を確保！

舗装・区画線の明示



歩行者と車両や電車が錯綜して危険



カラー舗装と区画線で歩行空間を明示！

樹木の伐採



樹木が河川を阻害しており危険



樹木を伐採して河川の流れを確保！

土砂の浚渫（しゅんせつ）



土砂が河川を阻害しており危険



土砂を撤去して河川の流れを確保！

河川護岸の更新



河川護岸が崩れかけており危険



コンクリートブロックで更新！

(4) 対象工事例 (京都府警察が管理する交通安全施設)

信号機の新設



押ボタン式信号機を設置して安全を確保

矢印信号の設置



矢印式信号機を設置して交通渋滞を解消

横断歩道の設置



横断歩道を設置して歩行者の安全を確保

## 2 インフラ長寿命化対策

インフラの老朽化や劣化に関する皆様の気付きを募集します。

皆様から御提案いただいた箇所は、現地を確認した上、必要に応じて調査や修繕を実施し、インフラの適正な維持管理に繋がります。なお、調査の結果、「経過観察」とする場合があります。対象外工事例（不採択例）については、安心・安全整備と同様です。

※過去にインフラ長寿命化対策を提案され、「経過観察」の通知を受けられた案件については、引き続き施設管理者で点検を実施し、老朽化や劣化が進行した場合に修繕を行いますので、再度提案いただく必要はありません。

### (1) 対象となる施設

京都府が管理する以下の道路、河川・港湾等、交通安全施設、その他施設等が対象です。

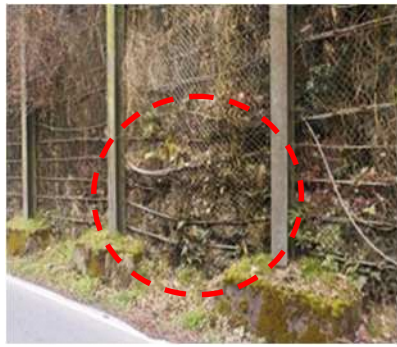
道 路	京都府が管理する国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道（1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号）、市町村道等 ※京都市内の国道又は府道は、国又は京都市が管理しているため対象外です。 （一部管理協定区間を除く）
河川・ 港湾等	京都府が管理する一級河川及び二級河川、港湾施設等 ※対象外：国が管理する一級河川（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路等
交通安全施設	京都府警察が管理する交通安全施設（信号機、道路標識、横断歩道等）
その他	京都府が管理する建物、施設等（府立公園、砂防施設、急傾斜施設、治山施設等）

※京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/jirei.html>）から検索できます。

(2) 老朽化・劣化例

橋 梁		
		
防護柵が錆びている	歩道橋が錆びている	歩道橋のパネルが壊れている
橋 梁		区 画 線
		
土砂が溜まっている	舗装がひび割れている	区画線が消えている
舗 装		
		
舗装に穴が空いている	舗装が波打っている	舗装がひび割れている
河 川		
		
護岸が崩れかけている	護岸が崩れかけている	構造物が壊れている

のり面（斜面）



落石用の網や柵が壊れている



のり面が崩れている



のり面がひび割れている

港湾



歩道が沈んでいる



施設が壊れている



舗装が沈んでいる

公園



園路に段差ができている



木製施設が腐っている



遊具の塗装が剥がれている

その他



標識板が変形している



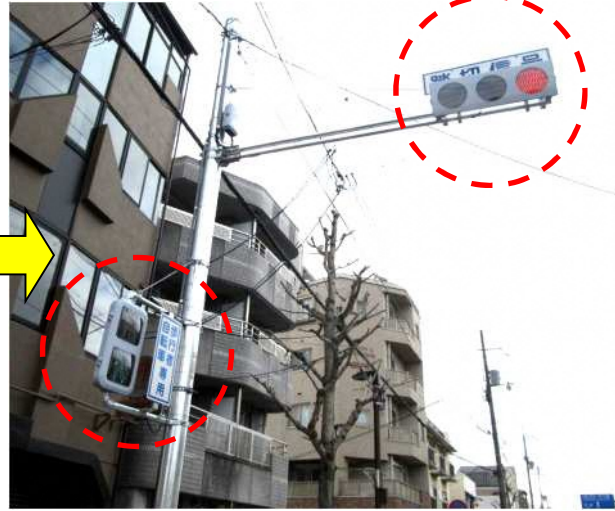
標識柱の根元が錆びている



構造物が壊れている

(3) 老朽化・劣化例 (京都府警察が管理する交通安全施設)

信号機の取替



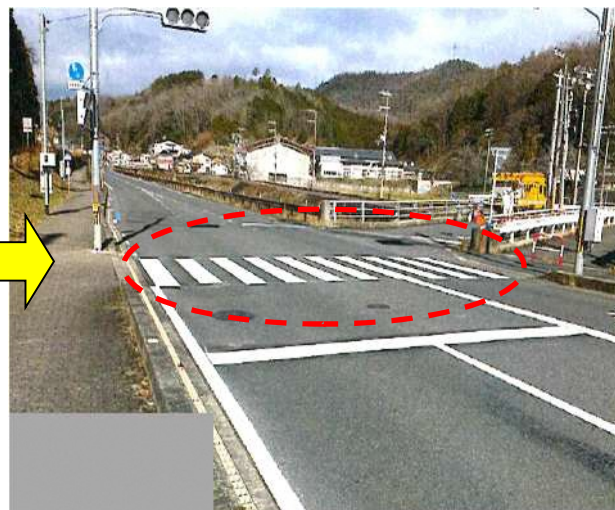
LED式信号機に交換して視認性を改善

道路標識の補修



変色した道路標識を交換して視認性を改善

道路標示の補修



摩耗した道路標示を補修して視認性を改善

### 3 対象外工事例（不採択例）

<p>カーブミラーの設置や補修</p> 	<p>防犯灯の設置や補修</p> 
<p>駐車場（民地）から府道に出るカーブミラーは京都府の管理施設ではないため不採択（第1段階チェックで、①国や市町村等が管理する施設に関する工事に該当するため不採択）。</p>	<p>防犯灯は市町村が管理する施設であり、京都府の管理施設ではないため不採択（※照明の設置を御提案される場合は、可能な限り事前に御相談ください）。</p>
<p>土砂の浚渫（しゅんせつ）</p>	<p>河川護岸の新設</p>
	
<p>土砂の堆積が著しいとは認められないため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため不採択）。</p>	<p>護岸に変状が無く、危険な状況にないため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため不採択）。</p>
<p>取水施設の設置や補修</p>	<p>廃棄物等の清掃</p>
	
<p>取水施設は京都府の管理施設ではないため不採択（第1段階チェックで、①国や市町村等が管理する施設に関する工事に該当するため不採択）。</p>	<p>環境整備に該当するため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため不採択）。</p>

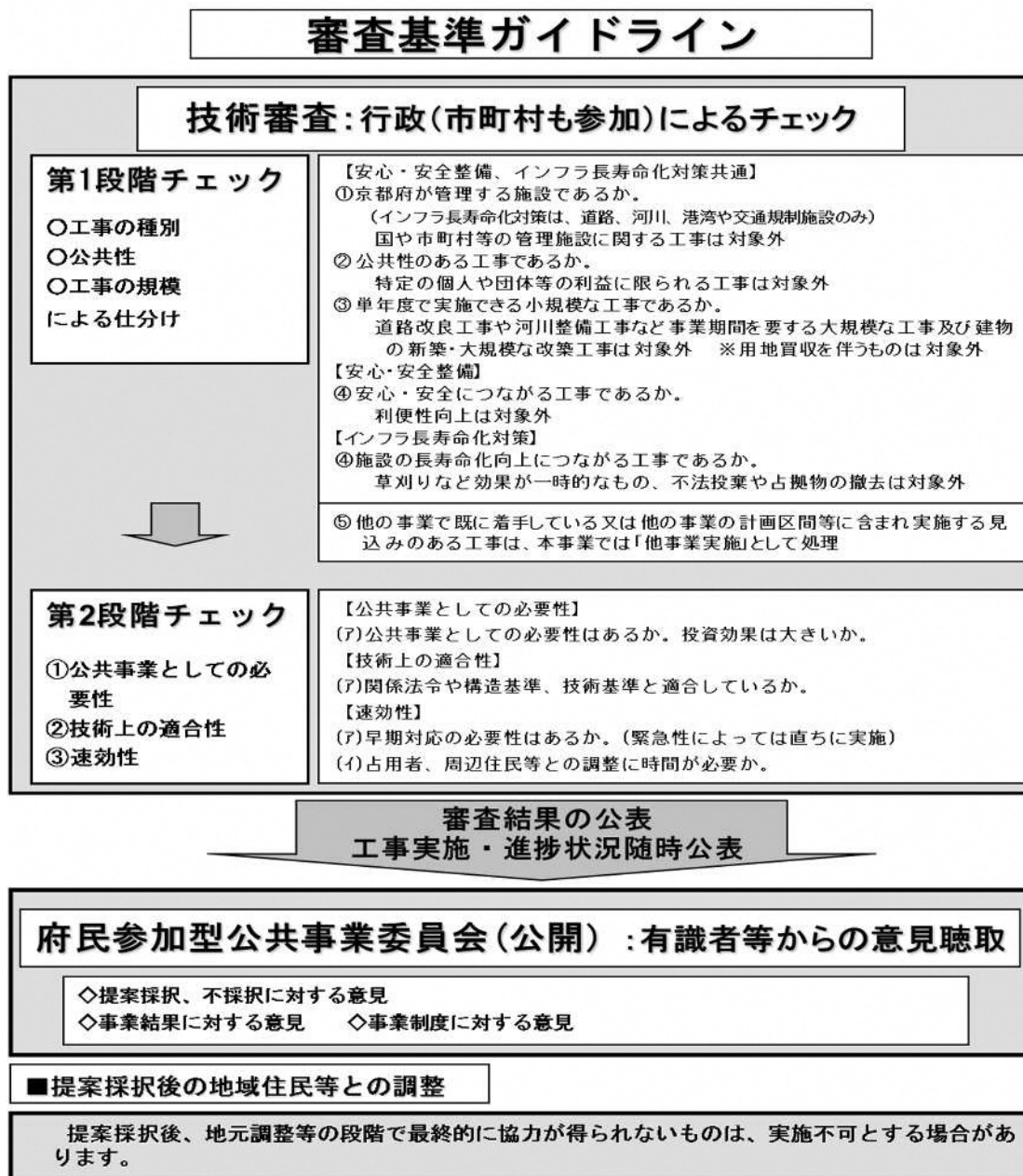
#### 4 対象外工事例（不採択例）（京都府警察が管理する交通安全施設）

<p>信号機の新設</p> 	<p>信号機の新設</p> 
<p>歩道が整備されておらず、路肩も狭く、信号柱の設置場所が確保できないため不採択（第2段階チェックで、②関係法令や構造基準等に適合しない工事に該当するため不採択）。</p>	<p>隣接する信号機との距離が近く、信号灯器を誤認する恐れがあるため不採択（第2段階チェックで、②関係法令や構造基準等に適合しない工事に該当するため不採択）。</p>
<p>横断歩道の設置</p> 	<p>一時停止の設置</p> 
<p>歩行者が安全に待機する滞留場所が確保できないため不採択（第2段階チェックで、②関係法令や構造基準等に適合しない工事に該当するため不採択）。</p>	<p>現在の区画線（車道中央線）で交差点における通行の優先関係が明確であるため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や利便性向上に関する工事に該当するため不採択）。</p>
<p>道路標識や道路標示の補修</p> 	<p>法定外表示の設置や補修</p> 
<p>現時点で著しい変状が認められず、視認性に問題が無いため不採択（第2段階チェックで、③早期対応の必要性が認められない工事に該当するため不採択）。</p>	<p>法令で定められていない道路標識や道路標示であり、警察が設置や管理を行うものではないため不採択（※管理者に御提案の引継ぎ等を行います、可能な限り事前に御相談ください）。</p>

## 5 提案から工事実施まで

### (1) 提案の審査

皆様からの御提案は、工事担当部署で『審査基準ガイドライン』に基づき技術審査を行います。



### (2) 審査結果及び進捗状況の公表 (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>)

技術審査結果は、原則として、令和8年7月31日(金)までに京都府ホームページで公表し、提案者へ郵送又はメールでお知らせします。不採択となった場合は、希望者には電話でも御説明します。また、工事や設計等の進捗状況は、定期的に京都府ホームページで公表します。

### (3) 府民参加型公共事業委員会 (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/iinkai.html>)

技術審査結果や実施した工事の成果等は、有識者を交えた「府民参加型公共事業委員会」で意見を聴取し、次年度以降の事業改善に活用する予定です。

## 6 個人情報取り扱い等

個人情報は非公表として、本事業の目的以外で利用いたしません。

御提出いただいた提案書は、受付窓口から工事担当部署に引き継ぎ、工事担当部署から内容確認等の御連絡をさせていただく場合があります。

## 7 道路、河川・港湾等の採択について

### (1) 採択に当たって

京都府が管理する道路、河川・港湾等の採択については、京都府公共施設等管理方針の基本的な考え方に基づき、公共事業としての必要性等を確認し、以下のフローにより優先順位付けを行った上、各募集の予算の範囲内で採択します（1次募集で採択可能な予算の範囲、2次募集で採択可能な予算の範囲があります）。

なお、1次募集で御提案いただいた案件のうち、対象となる工事の要件を満たしていたものの、優先順位付けにより予算の範囲外となった案件については、採択を保留します。

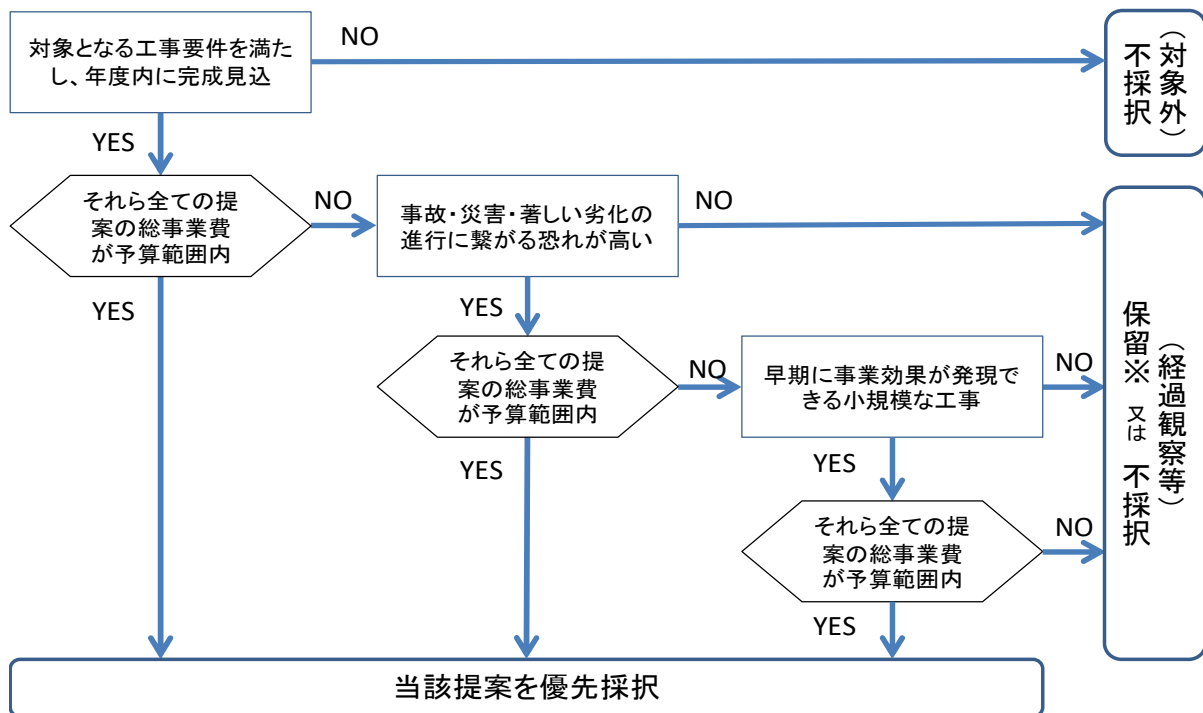
保留した案件については、提案者にお知らせするとともに、その他の御提案と併せて、2次募集で再度優先順位付けを行いますので、2次募集で改めて御提案いただく必要はありません。

ただし、最終的に2次募集の予算の範囲を超えた場合は不採択となります。

#### 【京都府公共施設等管理方針の基本的な考え方（抜粋）】

老朽化が原因となる事故を未然に防止し、府民生活や経済活動を継続的に維持するとともに、地域創生の取組を進めて交流拡大を図るため、社会基盤の適切な整備や維持管理を実施し、府民の安心・安全の確保を図ります。（<https://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/kanrihousin.html>）

### (2) 安心・安全整備及びインフラ長寿命化対策の優先順位付けフロー



※保留は1次募集の提案のみ対象とします。保留した提案は2次募集と併せて採否を決定します。

※対象外、経過観察等はインフラ長寿命化対策の実施区分です。

## 8 受付窓口一覧

※電話、FAXによる御提案は受け付けておりません。

受付窓口	郵便番号	住所	電話番号
<b>【京都市内】</b>			
府民総合案内・相談センター	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1号館1階	075-411-5000
京都土木事務所 企画・総務契約課	606-0821	京都市左京区賀茂今井町10-4	075-701-0106
<b>【山城地域】</b>			
山城広域振興局 総務防災課	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2101
乙訓地域総務防災課	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-921-0183
田辺地域総務防災課	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-62-0173
木津地域総務防災課	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0051
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-931-2152
山城北土木事務所 企画調整課	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-62-0547
山城南土木事務所 企画・総務契約課	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-9685
<b>【南丹地域】</b>			
南丹広域振興局 総務防災課	621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0422
園部地域総務防災課	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0360
南丹土木事務所 企画調整課	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0310
<b>【中丹地域】</b>			
中丹広域振興局 総務防災課	625-0036	舞鶴市宇浜2020番地	0773-62-2500
綾部地域総務防災課	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-0480
福知山地域総務防災課	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-3901
中丹東土木事務所 企画調整課	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-8763
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-5811
<b>【丹後地域】</b>			
丹後広域振興局 総務防災課	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4301
宮津地域総務防災課	626-0044	宮津市宇吉原2586-2	0772-22-2700
丹後土木事務所 企画調整課	626-0044	宮津市宇吉原2586-2	0772-22-2143
<b>【信号機等に関する受付窓口】</b>			
上京警察署	602-8386	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1	075-465-0110
東山警察署	605-0862	京都市東山区清水4丁目185-6	075-525-0110
中京警察署	604-8804	京都市中京区壬生坊城町48-16	075-823-0110
下京警察署	600-8413	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682	075-352-0110
左京警察署	606-8206	京都市左京区田中馬場町6	075-703-0110
伏見警察署	612-8384	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101	075-602-0110
山科警察署	607-8185	京都市山科区大宅神納町167	075-575-0110
右京警察署	616-8162	京都市右京区太秦蜂岡町31	075-865-0110
南警察署	601-8444	京都市南区西九条森本町39-2	075-682-0110
北警察署	603-8202	京都市北区紫竹東桃ノ本町25	075-493-0110
西京警察署	615-8236	京都市西京区山田大吉見町7・8合地	075-391-0110
向日町警察署	617-0006	向日市上植野町上川原5	075-921-0110
宇治警察署	611-0021	宇治市宇治宇文字2-12	0774-21-0110
城陽警察署	610-0121	城陽市寺田庭井25-1	0774-53-0110
八幡警察署	614-8071	八幡市八幡五反田37-8	075-981-0110
田辺警察署	610-0332	京田辺市興戸小毛詰1	0774-63-0110
木津警察署	619-0214	木津川市木津南垣外15	0774-72-0110
亀岡警察署	621-0805	亀岡市安町大池8	0771-24-0110
南丹警察署	622-0014	南丹市園部町上本町南2-5	0771-62-0110
綾部警察署	623-0053	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地	0773-43-0110
福知山警察署	620-0882	福知山市字堀小字上高田2108-3	0773-22-0110
舞鶴警察署	624-0853	舞鶴市南田辺9	0773-75-0110
宮津警察署	626-0041	宮津市宇鶴賀2151	0772-25-0110
京丹後警察署	627-0042	京丹後市峰山町長岡469-1	0772-62-0110

※ 川端警察署と下鴨警察署は左京警察署に統合されました。窓口の所在地にご注意ください。

### <事業制度の問合せ先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 建設交通部 指導検査課 TEL：075-414-5228

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

京都府警察本部 交通部 交通規制課 TEL：075-451-9111（内線：5221）

## 9 電子申請フォーム (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>)

電子申請フォームは、京都府ホームページの「府政情報＞府民参画・意見募集＞府民協働型インフラ保全事業＞提案について＞令和8年度府民協働型インフラ保全事業の提案について（1次募集）」に掲載しております。

**郵送、持参が不要で、便利な電子申請フォームを、ぜひ御利用ください。**

※スマートフォン等で御提案される場合は、以下のQRコードから直接電子申請フォームにアクセスいただけます（4月1日からアクセスいただけます）。電子申請フォームは、30分程度時間が経過しますと時間切れになり、最初から入力し直す必要がありますので、時間切れになる可能性がありますありましたら、必ず一時保存いただきますようお願いいたします。



令和8年度府民協働型インフラ  
保全事業の提案について（1次募集）



電子申請フォーム

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1891](https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1891)